

令和7年度第1回飯田市福祉有償運送運営協議会議事録

開催日時： 令和7年10月3日 午前10時から午後12時まで

開催場所： 飯田市役所A棟2階 A204会議室

出席者： 伊藤会長、福沢副会長、前澤委員、高橋委員（代理出席）、小西委員、寺澤委員、筒井委員、佐々木委員、鈴木委員（以上9人）

事務局（飯田市福祉課） 牧内係長、松澤主事見習

【議事録】

1 開会

2 会長あいさつ

（会長）

皆様、それぞれにお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、1事業者について、福祉有償運送事業者としての登録の更新に関する協議を予定しております。それと併せて、書面決議を行うことが可能な場合の協議内容について検討をしていきます。スムーズに議事が進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

3 長野運輸支局 輸送・監査部門担当者あいさつ（人事異動に伴う交代）

（A委員）

今日において、タクシーはドアツードアのきめ細やかな対応が可能な公共交通機関であり、高齢者や子育て世帯を含む、地域住民の足として、また、災害時には緊急輸送手段として、生活のあらゆる場面で活躍いただいているところです。一方で、身体障がい者や要介護者など、単独で公共交通機関を利用することが困難な方には、タクシー等では十分な輸送サービスが提供されない場合もあることから、NPO等による福祉有償運送は地域にてこれからの社会を支える重要な輸送サービスであると考えておりますので、安心安全の確保を前提に地域の課題が解決できるようしっかりと取り組んでまいります。

4 協 議

（1）事業者協議

【NPO法人 生活応援ネット スキップ】

・登録の更新に係る協議

事業者の申請内容について、事業概要書を基に事務局が説明

質疑

(A委員)

生活応援ネット スキップさんの定款について、一番最後のページ、施行日が空欄になっているが、前段の「令和6年6月25日に開催された定期総会において変更され、」という文言があることから記載しておくべきかと思うがいかがでしょうか。

(事業者)

県に書類を提出してしまして、定款の訂正が何か所もあり、まだ訂正中です。最終段階で日付を入れてくださるということですが、まだこちらに戻ってきていないので、こちらを提出しています。

(A委員)

わかりました。

(A委員)

役員名簿の氏名と、登記簿の役員に関する事項に記載されている氏名は一致しなくてもよろしいでしょうか。

(事業者)

定款が戻ってきたら法務局で新たに登記したいので、こちらは古い登記簿謄本になっています。定款が戻ってこないと改めて登記ができません。

(A委員)

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧の所有者名と車検証の記載が一致していませんが。

(事業者)

県から指摘を受け訂正済みです。事前資料を提出する段階では修正できていませんでした。

(B委員)

運転手と管理する側の人選ということで、管理をしながら運転をするというような組織にしていると何かあったときに問題ではないかと思うがいかがでしょうか。

(事業者)

足りない時だけ出ていくという形です。

(B委員)

タクシーと比べると福祉有償は緩いところがあるが、我々の感覚からすると重要な部分。安全管理という部分に重きを置いてやっていただくことで、国の方からも福祉有償はこのくらいの金額でないとだめですよ、タクシーに近いところまで大丈夫ですよ、ということがあるものですから、それを対価としていただき運行管理等に繋げて継続的にサービスを提供できるような形をとっていくことが重要ではないかと思います。

(B 委員)

運転手さんの名簿を見るとご高齢の方がいらっしゃる。これはどこも同じで、ボランティア的にやるとなるとそういう方になってしまう部分もあるが、セダンの講習を受けたから、ということだけではなくて、安全面を考えて年に一回安全講習をやったり高齢者講習をやったりと、こういうことは長野運輸支局や国がそういう指示を出すべきだと思っていますが、事業者サイドからそういうことをやって安全管理に努めていただくことが重要ではないかと思っていますので、経営方針の中で検討していただければと思います。

(会長)

今のB委員からの発言について、A委員何かコメントがありましたらお願いします。

(A 委員)

今すぐに回答できることはないので、検討させてください。

(会長)

他に質問等ございましたらお願いします。

→意見なし

【事業者退席】

(会長)

それでは、NPO法人 生活応援ネット スキップについて、福祉有償運送事業者としての登録の更新に対するご意見がございましたらお願いします。

(副会長)

今の協議の中で、B委員の意見は非常に重要な部分と思っています。恐らく他の事業者にも影響してくる話だと考えています。重要な部分ではありますが、それぞれ事情を抱えながらということもございます。また運輸局さんの方と、適切な指導をいただきながらということで、私はスキップさんの更新はお認めいただければと思っています。

(B 委員)

私も営業自体をどうこうというお話ではないです。タクシー類似行為ではありますが福祉有償運送が国で権利として認められていますし、やはりそれを必要としている方もいるという流れの中で、継続的にやっていただくことは重要なことだと思っています。

何より重要なことは、「やれません」「できません」「やめた」と言われてしまうと困るということです。なので、安全というものと、運転手さんの管理というものと、運転手さんの年齢に対してのものを、先を見据えたところで、みんな年を取って運転手がいなくなってしまったから利用者がいるけどもできないよ、というようなことにならないためにこういった意見を述べさせていただいたという

ことです。その部分では事業者の方には継続的なサービスを提供できる組織を作っていただきたい。そのためにはやはり、運賃というものに対しても、タクシーと同等にしろとは言いませんけども、対価として、儲けはないけどもその部分でしっかりとできるようなものの運賃にしていっていただいた方が、これは他の事業者も全てそうなのですけども、重要だと思っています。国が緩くしてきた経緯もあるものですから、その部分は事業者サイドとして各事業者が判断をして、無理のないところの流れの中で利用者さんに迷惑が掛からない程度でやっていただくのが一番継続的なサービスを作りあげていく上では重要ではないかと思います。管理はお金がないし人がいないしでずさんだ、運賃は少なく運転手には出せないから新しい人は雇えないということで行くと、負のスパイラルで段々悪い方へ進んでいき辞めた事業者さんもいます。我々タクシー事業者は営利団体ではあるけども、公共交通事業者の一つとして、使命感をもっていつ何時どんなときでも対応するよう一生懸命やっていますので、その部分を福祉有償運送の事業者さんもそういう覚悟をもってやっていただきたいです。ぽっと出でちょっとやっても大変ですすぐ辞めてしまうとか、そういうところは行政もやっぱりフォローをしてやっていただくことが重要だと思っていますので、是非そんな意味では、飯田市さんもそうですし、北陸信越運輸局の上の国交省もそういう検討をしていただくことは重要だと思っています。

(会長)

今、事業全体に対しての意見交換が行われたところでございます。また、スキップさんに関わる更新については、適当ではないかというご意見もございました。他の皆さんはいかがでしょうか。
→意見なし

(2) 書面決議を可能とする「軽微な事項」の定義について

事務局説明

質疑

(副会長)

書面議決でもし反対する方がいらっしゃると、事務方としての対応は。

(事務局)

必ずしも書面決議にするということではないので、ケースによってお願いするということになります。

(会長)

機械的にすべて書面にすることではないですか。

(事務局)

ケースによってということになります。基本はお集まりいただくのが良いと思っています。書面の可能性もありますということでご承知おきいただければと思います。

(B 委員)

個人的には値上げについては軽微なものとして良いと思っています。ただ、今までもそうですが、我々が値上げを行うとすると簡単にはいきません。国の精査や公示を経て行うので料金改定はハードルが高いです。しかし今までは何となく大変だから、という形で今まではきています。それはそういう法律がないからということですが、人件費が上がって、物価が上がって、など裏付けはあってしかりだと思います。タクシー業界ほど厳格にやれとは言いませんが、数字を出す以上はその裏付けが各社あると思いますので、そこの部分をまず事務方で精査をしていただいて、その上で書面決議にしていれば私は問題ないと思います。

(事務局)

値上げについてはこちらで確認した上で協議していただくという形にしたいと思います。

(会長)

他に意見はありますか。

→意見なし

5 その他

なし

6 事務連絡

事務局より次回の日程、事業廃止の連絡

7 閉会